



発行 東京都

目次

告示

○身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…一

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………（同）…四

○家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………

（産業労働局農林水産部食料安全課）…七

規則（公）

○警視庁組織規則の一部を改正する規則……………八

公告

○開発行為に関する工事完了……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三

告示

●東京都告示第四百二十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以

下「規則」という。）第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があつたので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
西條 裕美子	眼科	平成30年7月1日	三鷹通り眼科 慶應義塾大学病院	三鷹市上連雀4-3-1 宮沢ビル1階 新宿区信濃町35	日野市立病院	日野市多摩平4-3-1
安達 香	眼科	平成30年4月1日	公益財団法人東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5
篠原 宏成	眼科	平成30年4月1日	武蔵野赤十字病院 東京医科歯科大学医学部附属病院	武蔵野市境南町1-26-1 文京区湯島1-5-45	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそそしく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
波多野 篤	耳鼻咽喉科	平成30年6月1日	はたのクリニック	世田谷区八幡山1-11-4	東京慈恵会医科大学附属病院 東京慈恵会医科大学附属第三病院 浅草寺病院	港区西新橋3-19-18 狛江市和泉木町4-11-1 台東区浅草2-30-17
岡本 康秀	耳鼻咽喉科	平成30年4月1日	東京都済生会中央病院 町田市民病院 慶應義塾大学病院	港区三田1-4-17 町田市旭町2-15-41 新宿区信濃町35	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17
前川 一	耳鼻咽喉科	平成30年6月26日	医療法人社団仁桜会昭島駅前耳鼻咽喉科	昭島市田中町562-8 昭島昭和第1ビル北館1階A室	自衛隊中央病院 国家公務員共済組合連合会三宿病院	世田谷区池尻1-2-24 目黒区上目黒5-33-12
鈴木 啓吾	耳鼻咽喉科	平成30年6月30日	日本大学病院 日本大学医学部附属板橋病院 東京都立広尾病院	千代田区神田駿河台1-6 板橋区大谷口上町30-1 渋谷区恵比寿2-34-10	日本大学病院 東京都立広尾病院	千代田区神田駿河台1-6 渋谷区恵比寿2-34-10
古田 厚子	耳鼻咽喉科	平成30年4月1日	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	昭和大学豊洲クリニック 昭和大学病院	江東区豊洲5-5-1 豊洲シエルクワー3階 品川区旗の台1-5-8

3 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
中山 新太郎	整形外科	平成30年6月11日	医療法人社団MTG金町慶女整形外科リウマチ科内科	葛飾区金町6-4-3 金町メディカルモール2階及び3階	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17
須藤 賢太郎	整形外科	平成30年4月1日	日本医科大学付属病院 花と森の東京病院	文京区千駄木1-1-5 北区西ヶ原2-3-6	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
山崎 裕功	リハビリテーション科	平成30年6月1日	医療法人社団福音会彩並リハビリテーション病院	杉並区西荻北2-5-5	医療法人社団福音会彩並リハビリテーション病院	杉並区西荻北2-5-5
門脇 親房	脳神経外科	平成30年6月1日	医療法人社団福音会彩並リハビリテーション病院 杏林大学医学部付属病院	杉並区西荻北2-5-5 三鷹市新川6-20-2	医療法人社団福音会彩並リハビリテーション病院 杏林大学医学部付属病院	杉並区西荻北2-5-5 三鷹市新川6-20-2

磯尾 綾子	脳神経外科	平成30年4月1日	東京都立神経病院 東京都立松沢病院	府中市武蔵台2-6-1 世田谷区上北沢2-1-1	東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1
松本 英之	神経内科	平成30年6月1日	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22
永瀬 雄一	リウマチ膠原病科	平成29年4月1日	東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15
頼下 崇	整形外科・リハビリテーション科・内科	平成30年6月21日	医療法人財団期望会リハビリテーションエーデルワイス病院 医療法人財団期望会常盤台外科病院	板橋区四葉2-21-10 板橋区常盤台2-25-20	医療法人財団期望会リハビリテーションエーデルワイス病院	板橋区四葉2-21-10
齋藤 加代子	遺伝子医療センターゲノム診療科	平成30年6月1日	東京女子医科大学病院 国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	新宿区河田町8-1 新宿区戸山1-21-1	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
藤原 朋子	内科	平成30年6月1日	社会福祉法人仁生社江戸川病院高砂分院	葛飾区西水元4-5-1	医療法人財団織本病院	清瀬市旭が丘1-261
千葉 佐保子	呼吸器内科	平成30年6月4日	国家公務員共済組合連合会九段坂病院	千代田区九段南1-6-12	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
中島 賢尚	呼吸器内科	平成30年5月9日	医療法人財団明理会明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11	公益財団法人東京都保健医療公社原病院	大田区東雪谷4-5-10
葛 伸一	呼吸器内科	平成30年6月22日	社会医療法人財団大和会東大和病院附属セントラルクリニック 社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南衛2-3-1 東大和市南衛1-13-12	社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南衛1-13-12

5 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
柏木 秀彦	循環器内科	平成26年3月1日	医療法人社団苑田会苑田第二病院 医療法人社団苑田会苑田第一病院	足立区竹の塚4-2-17 足立区竹の塚4-1-12	医療法人社団苑田会苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12
鷺海 元博	循環器内科	平成26年3月1日	医療法人社団苑田会苑田第二病院 医療法人社団苑田会苑田第一病院	足立区竹の塚4-2-17 足立区竹の塚4-1-12	医療法人社団苑田会苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12
石野 光則	循環器内科	平成30年6月22日	社会医療法人財団大和会東大和病院附属セントラルクリニック 社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南衛2-3-1 東大和市南衛1-13-12	社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南衛1-13-12
田中 貴久	循環器内科	平成30年6月22日	社会医療法人財団大和会東大和病院附属セントラルクリニック 社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南衛2-3-1 東大和市南衛1-13-12	社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南衛1-13-12

6 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
牛込 琢郎	外科	平成30年4月1日	東京慈恵会医科大学附属病院 東京慈恵会医科大学附属第三病院	港区西新橋3-19-18 汐江市和泉本町4-11-1	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
小林 秀昭	外科	平成30年4月1日	医療法人社団時正会佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256
白山 才人	外科	平成30年6月1日	品川 医療法人社団双愛会ファミリークリニック 品川 医療法人社団双愛会ファミリークリニック 蒲田 医療法人財団慈生会野村病院	品川区大井1-55-6 枚ビル201号室 大田区南蒲田2-4-19 ANTビル4階 三鷹市下連雀8-3-6	医療法人社団双愛会ファミリークリニック蒲田 医療法人財団慈生会野村病院	大田区南蒲田2-4-19 ANTビル4階 三鷹市下連雀8-3-6
木山 輝郎	外科	平成30年5月31日	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
大谷 研介	外科	平成30年4月1日	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	医療法人社団晃山会松江病院 東京大学医学部附属病院	江戸川区松江2-6-15 文京区本郷7-3-1

7 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
林 順平	内科・消化器内科・糖尿病内科	平成30年6月1日	医療法人社団有実会はやし内科クリニック	西東京市東町6-6-10 西東京メディカルモールB区分	はやし内科クリニック	西東京市東町6-6-10 西東京メディカルモールB区分

8 音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
高橋 永子	内科・小児科・外科	平成30年6月1日	西立川おとなとこどものクリニック	立川市富士見町1-31-18 西立川KIビル2階	社会福祉法人恩賜財団東京同窓援護会昭島病院	昭島市中神町1260

9 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
斎藤 忠則	泌尿器科	平成29年4月1日	井口腎泌尿器科船堀 医療法人社団伯鳳会東京曳舟病院	江戸川区船堀3-5-7 トキビル5階 墨田区東向島2-27-1	社会福祉法人賛育会賛育会病院	墨田区太平3-20-2

10 肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
河原 弥生	救命科・内科・外科	平成30年6月1日	日本大学医学部附属板橋病院 亀有クリニック	板橋区大谷口上町30-1 葛飾区亀有3-14-7	日本大学医学部附属板橋病院 医療法人財団謙仁会亀有病院	板橋区大谷口上町30-1 葛飾区亀有3-36-3

11 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
阿部 新	神経内科	平成30年4月1日	東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5

12 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由、呼吸器機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
川添 徹也	神経内科・脳神経内科	平成30年4月1日	東京都立多摩総合医療センター 東京都立神経病院	府中市武蔵台2-8-29 府中市武蔵台2-6-1	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院 医療法人社団三秀会青梅三慶病院 医療法人社団三秀会羽村三慶病院	小平市小川東町4-1-1 青梅市大柳町1412 羽村市羽字武蔵野4207

診療に従事する医師の氏名の変更

1 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	医療機関及び所在地	変更前	医療機関及び所在地
村松 倫	リハビリテーション科	平成29年5月31日	村松 倫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 新宿区戸山1-21-1	村松 倫子	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 新宿区戸山1-21-1

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
深谷 茂	整形外科	平成30年6月20日	深谷整形外科	町田市金井町2857-45
田中 公一朗	整形外科	平成30年3月31日	稲城市立病院	稲城市大丸1171

2 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
阿部 裕行	泌尿器科	平成18年5月31日	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1

第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

1 視覚障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
高橋 清	眼科	平成13年5月28日	高橋眼科医院	葛飾区東立石4-43-7

●東京都告示第四百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ゆうゆうらいふ	ゆうゆうらいふアカデミー中央	中央区新川2-18-5 ASビル2階	平成30年4月1日
株式会社トリプル・ハート	トリプル・ハート	中央区新富2-2-14 2階	同日
株式会社Leaf音楽療法センター	ノーサイド新宿Leaf音楽療法センター	新宿区矢来町43 三新ビル1階	同日
特定非営利活動法人EPO	ここね 篠崎	江戸川区篠崎町7-21-16 アルファグランデ篠崎式番館B号室	同日
有限会社アウリオ	コベルプラス 東久留米教室	東久留米市八幡町2-14-7 2階	同日
学校法人子どもの森	児童発達支援 Smile On	稲城市東長沼568-11 HPビル1階	同日
明生株式会社	スマイルスイッチON	荒川区東日暮里6-45-3	平成30年5月1日
株式会社日本在宅ケア教育研究所	あいの風キッズステーション	練馬区関町東2-15-8 マンション 柚子101号	同日
社会福祉法人どんごんこ会	発達支援つむぎ つつじヶ丘ルーム	調布市東つつじヶ丘1-6-25	同日
イニシアス株式会社	TAKUMI 練馬武蔵園	練馬区関町北1-15-15	平成30年6月1日
一般社団法人いんくるばれっと	こどもでいさーびす そらいろ	八王子市元本郷町1-21-13	同日
一般社団法人いんくるばれっと	こどもでいさーびす はるいろ	八王子市下恩方町766番地	同日
一般社団法人いんくるばれっと	こどもでいさーびす にじいろ	日野市万願寺2-37-12	同日
BCGヒューマン株式会社	ちやいぐる2号館	府中市是政2-5-2	同日
一般社団法人日本発達障害支援協会Humane Place	児童発達支援・放課後等デイサービス キッズプレイスたかなわだ	港区高輪3-6-23 エステート高輪102A	平成30年7月1日
一般社団法人日本運動療育協会	スパーク駒込センター	北区西ヶ原1-57-16	同日
株式会社ころん	キッズアカデミーころん 板橋校	板橋区常盤台3-26-18 KTビル101号室	同日
株式会社ロクマル	ジョブサU18立川南口教室	立川市柴崎町2-4-15 ほまれ屋本社ビル202号室	同日
株式会社ブジオン	こどもデイサービス山の上	日野市南平7-2-14	同日
ビジネスエッセンス株式会社	ミラクルキッズ	中央区日本橋浜町2-42-9 浜町中央ビル2階	平成30年8月1日
株式会社ウディ	はーと DE サンタ	葛飾区永元3-9-11	同日
株式会社委和	ハッピーテラスキッズ 葛飾金町ルーム	葛飾区金町3-20-9 トラスター金町1階	同日
医療法人社団オーシーエフシー会	児童発達支援うさぎの学校	大田区多摩川1-26-28 1階	平成30年9月1日
株式会社サムシンググッド	uoooh! 療育ラボ	中野区新井1-23-22 ブルリア202号	同日

ウェルビー株式会社	ハッピー板橋教室	板橋区上板橋2-31-2 メゾン・ド・ルミエール1階	同日
株式会社ジョイナス	発達支援センタージョイナス中村橋教室	練馬区中村北3-9-8 第2翼ビル201号	同日
株式会社フォーグリーン	おだいステップ	足立区小台2-1-46	同日
NPO法人すくすくはあと	すくすくキッズ	東村山市栄町2-11-8 ヴェルヌーブ1階	同日
きずな株式会社	脳を育てる運動療育センター ビースマイル 昭島福島町教室	昭島市福島町3-13-7 フローラルコートp201号室	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ゆうゆうらいふ	ゆうゆうらいふアカデミー中央	中央区新川2-18-5 ASビル2階	平成30年4月1日
株式会社トリプル・ハート	トリプル・ハート	中央区新富2-2-14 2階	同日
株式会社レディバード	てんとむし御殿山	葛川区北品川4-1-1 松風ビル2階	同日
Connect株式会社	このこのリーフ千鳥町駅前	大田区千鳥1-19-5 フラット千鳥1階	同日
社会福祉法人いずみ	ひまわり	東村山市富士見町1-5-13	同日
特定非営利活動法人多摩川流域生活支援ネットワーク	ボラリスキッズ	青梅市新町7-5-5	同日
特定非営利活動法人かたつむり	わんぱくキッズ	八王子市片倉町359-4	同日
一般社団法人ロミエール	Racine	八王子市千人町4-6-5 プラムグローブ1階	同日
株式会社リアン	放課後等デイサービスリアン府中白糸台	府中市白糸台2-3-6 プリアントウイン白糸台1階A号	同日
株式会社フェリータ	放課後等デイサービス ポジティブ	中央区日本橋久松町6-9 AS ONE日本橋East2階	平成30年5月1日
社会福祉法人晴山会	すみだ晴山苑 キララ	墨田区八広5-18-30	同日
特定非営利活動法人かすみ草	放課後等デイサービスくじら	杉並区和泉3-22-15 グランヴェール和泉101	同日
明生株式会社	スマイルスイッチON	荒川区東日暮里6-45-3	同日
株式会社日本在宅ケア教育研究所	あいの風キッズステーション	練馬区関町東2-15-8 マンション 柚子101号	同日
特定非営利活動法人ラフカ	ラフカkids	練馬区谷原4-20-31 ディアコート・アクア1階	同日
株式会社クロスストーリー	ハッピートライアングル竹ノ塚	足立区竹の塚1-30-1-1階	同日
株式会社ファンジー	放課後等デイサービス ふぁんふぁん府中町	府中市府中町1-32-5 シヤルマン府中103号室	同日
LEX株式会社	まなびのうみ	江東区東砂7-9-10-101	平成30年6月1日
合同会社スターバリー	放課後等デイサービス いのわ	目黒区下目黒3-16-9	同日

一般社団法人碑倉村	SPACE	目黒区碑文谷1-11-15	同日
社会福祉法人八成グループ	八成れいんぼう	杉並区清水2-16-20	同日
イニシアス株式会社	TAKUMI 練馬武蔵閣	練馬区関町北1-15-15	同日
一般社団法人いんくろばれっと	こどもでいさーびす はるいろ	八王子市下恩方町766番地	同日
BCGヒューマン株式会社	ちやいころ2号館	府中市是政2-5-2	同日
一般社団法人日本発達障害支援協会Humane Place	児童発達支援・放課後等デイサービス キッズプレイスたかなわだい	港区高輪3-6-23 エステート高輪102A	平成30年7月1日
ケア・プランニング株式会社	みらいキッズ清澄白河	江東区佐賀2-3-8 西村ビル1階	同日
株式会社SKY	みなそら梅やしき園	大田区大森西6-11-21 第2ダイカビル2階	同日
一般社団法人日本運動療育協会	スパーク駒込センター	北区西ヶ原1-57-16	同日
株式会社ころん	キッズアカデミーころん 板橋校	板橋区常盤台3-26-18 KTビル101号室	同日
株式会社ラビオン	こどもデイサービス山の上	日野市南平7-2-14	同日
特定非営利活動法人百々の木	リボン 第3教室	府中市住吉町1-82-2 2階	同日
株式会社RESULT	放課後等デイサービスneiro	昭島市大神町1-2-22 T-Eビル201号	同日
一般社団法人かざまぐみ	放課後等デイサービスあかぐみ東大和	東大和市中央4-1046-3 ネットワン1階	同日
ビジネスエッセンス株式会社	ミラクルキッズ	中央区日本橋浜町2-42-9 浜町中央ビル2階	平成30年8月1日
Catch and Smile株式会社	Catch and Smile	中野区江古田4-7-3 金子ビル2階	同日
KLEUR株式会社	放課後等デイサービス Colors	豊島区駒込3-18-1	同日
社会福祉法人つみき	つみき第7	北区豊島8-15-21-2階	同日
有限会社シルバーハート	シルバーハート放課後デイサービスひまわりとしまえん	練馬区練馬4-24-15 コーナズ豊島園1階	同日
株式会社クッディ	はーと DE サンタ	葛飾区水元3-9-11	同日
有限会社片山名倉堂	片山名倉堂放課後等デイサービス	八王子市市安町1-32-14 第七田代ビル1階	同日
特定非営利活動法人ゆいまる	放課後等デイサービス かゆゆーし	立川市羽衣町3-29-4	同日
株式会社秀学舎	放課後等デイサービス シュウエール	三鷹市大沢4-10-15 本用ビル2階	同日
一般社団法人ION	放課後等デイサービス あいおん	西東京市保谷町3-25-8	同日
株式会社太陽	重慶心身障害児 放課後等デイサービスさくらんぼ	大田区大森南1-21-11-1階	平成30年9月1日
株式会社サムシンググッド	uoooh!療育ラボ	中野区新井1-23-22 プルメリア202号	同日
株式会社ジョイナス	発達支援センター・ジョイナス中村橋教室	練馬区中村北3-9-8 第2真ビル201号	同日

ITネクス株式会社	放課後等デイサービス ホウエイリゾート武蔵閣	練馬区関町東2-14-4 橋本ビル1階	同日
株式会社フォアグリーン	おだいステップ	足立区小倉2-1-46	同日
NPO法人すくすくはあと	すくすくキッズ	東村山市栄町2-11-8 ヴェルヌーブ1階	同日
きずな株式会社	庭を育てる運動療育センター ビースマイル 昭島稲島町教室	昭島市稲島町3-13-7 フローラルコートj201号室	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社あいりす	あいりすキッズ	大田区西馬込1-32-15 共信ビル303	平成30年4月1日
株式会社ミドリ	はすぬま保育所等訪問支援リハステーション	板橋区蓮沼町21-4	平成30年8月1日

サービスの種類 居宅訪問型児童発達支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社あいりす	あいりすキッズ	大田区西馬込1-32-15 共信ビル303	平成30年8月1日
特定非営利活動法人かすみ草	放課後等デイサービスくじら	杉並区和泉3-22-15 グランヴェール和泉101	平成30年9月1日
社会福祉法人日本心身障害児協会	扇田療育センター	多摩市中沢1-31-1	同日

●東京都告示第四百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五條第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 プルセラ病検査

(一) 実施の目的

プルセラ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九條第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

二 結核病検査

(一) 実施の目的

結核病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第九條第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域
実施期日
八王子市、町田 平成三十一年五月一日から同年六月三十日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
瑞穂町の全域 平成三十一年九月一日から同年十月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第九條第二項第一号から第四号までに掲げるもの。た

だし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六條第二項ただし書に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日については平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九條第二項第五号及び第六号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めただのものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

五 馬伝染性貧血検査

(一) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

<p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 血清抗体検査</p> <p>六 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査</p> <p>(一) 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査</p> <p>七 腐蛆病検査</p> <p>(一) 実施の目的</p>	<p>腐蛆病の発生の予防</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 肉眼的検査、ミルクテスト及び細菌学的検査</p> <hr/> <p style="text-align: center;">規 則 (公)</p> <p>警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。 平成31年3月22日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>●東京都公安委員会規則第2号 警視庁組織規則の一部を改正する規則 警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 田次中「第69条の3」を「第69条の4」に改める。 第3条第1号から第4号までを削り、同条第5号中「監視総監及び」を削り、同号を同条第1号とし、同条中第6号から第11号までを4号ずつ繰り上げ、同条第12号を同条第8号とし、同号の次に次の4号を加える。 (9) 東京都公安委員会室（以下「公安委員会室」とい</p>	<p>う。）に關すること。</p> <p>(10) 警視総監秘書室（以下「総監秘書室」という。）に關すること。</p> <p>(11) 警視庁犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）に關すること。</p> <p>(12) 警視庁庁舎管理室（以下「庁舎管理室」という。）に關すること。</p> <p>第3条第13号から第18号までを削り、同条第19号を同条第13号とする。</p> <p>第3条の2第9号中「情報の公開」を「警視庁情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）」に改め、同条第10号を削る。</p> <p>第3条の3に次の1号を加える。</p> <p>(4) 警視庁インターネット基盤管理センター（以下「インターネット基盤管理センター」という。）に關すること。</p> <p>第4条に次の2号を加える。</p> <p>(4) 警視庁広報センター（以下「広報センター」という。）に關すること。</p> <p>(5) 警視庁音楽隊（以下「音楽隊」という。）に關すること。</p> <p>第5条第3号中「会計監査」を「警視庁会計監査室（以下「会計監査室」という。）」に改め、同条第4号中「遺失物、埋蔵物及び遺留物」を「警視庁遺失物センター（以下「遺失物センター」という。）」に改める。</p> <p>第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。</p> <p>(5) 警視庁検収センター（以下「検収センター」とい</p>
---	--	--

う。) に関すること。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「通信運用の企画及び指導」を「警視庁装備開発運用センター（以下「装備開発運用センター」という。）」に改め、同号を下「装備開発運用センター」という。）に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「通信施設の整備及び電話料金を「警視庁通信管理運用センター（以下「通信管理運用センター」という。）」に改め、同号を同条第7号とする。

第9条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 警視庁制度企画室（以下「制度企画室」という。）に関すること。

第10条に次の1号を加える。

(4) 警視庁採用センター（以下「採用センター」という。）に関すること。

第13条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 警視庁職員相談支援センター（以下「職員相談支援センター」という。）に関すること。

第14条第6号中「通訳及び翻訳」を「警視庁柔道指導室（以下「柔道指導室」という。）」に改め、同条第7号中「職員の外国語技能検定」を「警視庁剣道指導室（以下「剣道指導室」という。）」に改め、同条に次の3号を加える。

(8) 警視庁逮捕術指導室（以下「逮捕術指導室」という。）に関すること。

(9) 警視庁けん銃指導室（以下「けん銃指導室」とい

う。) に関すること。

(10) 警視庁通訳センター（以下「通訳センター」という。）に関すること。

第15条第7号中「交通機動隊及び高速道路交通警察隊」を「警視庁交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）及び警視庁高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）」に改める。

第16条第3号中「交通反則通告事務」を「警視庁交通反則通告所（以下「交通反則通告所」という。）」に改め、同条第4号中「暴走族対策」を「警視庁暴走族対策室（以下「暴走族対策室」という。）」に改め、同条第5号中

「白バイ乗務員の教養訓練」を「警視庁白バイ訓練所（以下「白バイ訓練所」という。）」に改める。

第18条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を

第5号とし、第7号中「都市交通対策に係る構想、実施状況の管理等」を「警視庁都市交通管理室（以下「都市交通管理室」という。）」に改め、同号を同条第6号とする。

第19条第2号中「交通管制情報」を「警視庁交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）」に改める。

第20条に次の1号を加える。

(5) 警視庁放置駐車対策センター（以下「放置駐車対策センター」という。）に関すること。

第21条第7号中「機動隊の連絡調整及び運用」を「警視庁機動隊（以下「機動隊」という。）の運用及び連絡調整」に改め、同条第9号中「特命事件の検挙活動」を「警視庁危機管理室（以下「危機管理室」という。）」に改め、同条第10号中「危機管理」を「警視庁特殊部隊（以下「特殊部隊」という。）」に改め、同条第11号を同条第12号と

し、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 警視庁東京国際空港テロ対処部隊（以下「東京国際空港テロ対処部隊」という。）に関すること。

第22条の2第3号中「機動救助隊の運用等」を「警視庁特殊救助隊（以下「特殊救助隊」という。）」に改め、同条第4号を削る。

第24条第5号中「総理大臣官邸の警備」を「警視庁総理大臣官邸警備隊（以下「総理大臣官邸警備隊」という。）」に改める。

第25条第9号中「自動車警ら隊、鉄道警察隊及び航空隊」を「警視庁自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）」、警視庁鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）及び警視庁航空隊（以下「航空隊」という。）」に改め、同条第11号を次のように改める。

(11) 警視庁遊撃特別警ら隊（以下「遊撃特別警ら隊」という。）に関すること。

第26条に次の1号を加える。

(10) 警視庁職務質問指導室（以下「職務質問指導室」という。）に関すること。

第28条第4号中「公安機動捜査隊」を「警視庁公安機動捜査隊（以下「公安機動捜査隊」という。）」に改める。

第35条第6号中「機動捜査隊」を「警視庁機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）」に改める。

第37条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 警視庁特命捜査対策室（以下「特命捜査対策室」という。）に関すること。

第38条第3号中「受理及び」を削り、同条第11号を同条

<p>第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。</p>	<p>加える。</p>	<p>隊」に改める。</p>
<p>(11) 警視庁聴訴室 (以下「聴訴室」という。) に関する こと。 第41条第2号中「指名手配 (指名通報を含む。)」を 「指名手配等」に改め、同条第3号中「指名手配被疑者」 を「指名手配等被疑者」に改める。</p>	<p>(11) 警視庁少年センター (以下「少年センター」とい う。) に関すること。 第47条に次の1号を加える。 (6) 警視庁ネットワーク捜査指導室 (以下「ネットワー ク捜査指導室」という。) に関すること。 第47条の2第3号中「組織犯罪対策特別捜査隊」を「警 視庁組織犯罪対策特別捜査隊 (以下「組織犯罪対策特別捜 査隊」という。)」に改め、同条第7号及び第8号を次の ように改める。</p>	<p>第54条第1項中「警視庁機動隊 (以下「機動隊」とい う。)」を「機動隊」に改める。 第55条第1項中「警視庁自動車警ら隊 (以下「自動車警 ら隊」という。)」を「自動車警ら隊」に改める。 第55条の2第1項中「警視庁鉄道警察隊 (以下「鉄道警 察隊」という。)」を「鉄道警察隊」に改める。 第55条の3第1項中「警視庁航空隊 (以下「航空隊」と いう。)」を「航空隊」に改める。 第55条の5第1項中「警視庁公安機動捜査隊 (以下「公 安機動捜査隊」という。)」を「公安機動捜査隊」に改め る。 第57条第1項中「警視庁機動捜査隊 (以下「機動捜査 隊」という。)」を「機動捜査隊」に改める。 第57条の2第1項中「警視庁生活安全特別捜査隊 (以下 「生活安全特別捜査隊」という。)」を「生活安全特別捜 査隊」に改め、同条第2項第2号中「迷惑防止条例」を 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関 する条例 (昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止 条例」という。)」に改める。 第57条の4第1項中「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊 (以下「組織犯罪対策特別捜査隊」という。)」を「組織 犯罪対策特別捜査隊」に改める。 第57条の5の見出し中「東京都公安委員会室」を「公安 委員会室」に改め、同条第1項中「東京都公安委員会室 (以下「公安委員会室」という。)」を「公安委員会室」 に改める。 第57条の6の見出し中「警視総監秘書室」を「総監秘書</p>
<p>第43条第3号中「生活安全特別捜査隊」を「警視庁生活 安全特別捜査隊 (以下「生活安全特別捜査隊」とい う。)」に改め、同条第8号を削り、同条第9号中「精神 障害者、行路病人等の保護及び」を削り、同号を同条第8 号とし、同条中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、 第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。</p>	<p>(7) 警視庁組織犯罪対策情報分析室 (以下「組織犯罪対 策情報分析室」という。) に関すること。 (8) 警視庁ブネー・ローンダリング対策室 (以下「ブネ ー・ローンダリング対策室」という。) に関すること。 第47条の3に次の1号を加える。 (4) 警視庁不正滞在対策室 (以下「不正滞在対策室」と いう。) に関すること。 第47条の5に次の1号を加える。 (7) 警視庁暴力団対策情報室 (以下「暴力団対策情報 室」という。) に関すること。 第50条第2項第1号中「試験場」を「警視庁運転免許試 験場 (以下「試験場」という。)」に改める。 第51条第1項中「警視庁運転免許試験場 (以下「試験 場」という。)」を「試験場」に改める。 第52条第1項中「警視庁交通機動隊 (以下「交通機動 隊」という。)」を「交通機動隊」に改める。 第53条第1項中「警視庁高速道路交通警察隊 (以下「高 速道路交通警察隊」という。)」を「高速道路交通警察</p>	<p>隊」に改める。 第54条第1項中「警視庁機動隊 (以下「機動隊」とい う。)」を「機動隊」に改める。 第55条第1項中「警視庁自動車警ら隊 (以下「自動車警 ら隊」という。)」を「自動車警ら隊」に改める。 第55条の2第1項中「警視庁鉄道警察隊 (以下「鉄道警 察隊」という。)」を「鉄道警察隊」に改める。 第55条の3第1項中「警視庁航空隊 (以下「航空隊」と いう。)」を「航空隊」に改める。 第55条の5第1項中「警視庁公安機動捜査隊 (以下「公 安機動捜査隊」という。)」を「公安機動捜査隊」に改め る。 第57条第1項中「警視庁機動捜査隊 (以下「機動捜査 隊」という。)」を「機動捜査隊」に改める。 第57条の2第1項中「警視庁生活安全特別捜査隊 (以下 「生活安全特別捜査隊」という。)」を「生活安全特別捜 査隊」に改め、同条第2項第2号中「迷惑防止条例」を 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関 する条例 (昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止 条例」という。)」に改める。 第57条の4第1項中「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊 (以下「組織犯罪対策特別捜査隊」という。)」を「組織 犯罪対策特別捜査隊」に改める。 第57条の5の見出し中「東京都公安委員会室」を「公安 委員会室」に改め、同条第1項中「東京都公安委員会室 (以下「公安委員会室」という。)」を「公安委員会室」 に改める。 第57条の6の見出し中「警視総監秘書室」を「総監秘書</p>
<p>(12) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に関する こと (他の分掌に属するものを除く。) 第43条中第13号から第17号までを削り、第18号を第13号 とし、第19号を第14号とし、同号の次に次の4号を加える。</p>	<p>(4) 警視庁不正滞在対策室 (以下「不正滞在対策室」と いう。) に関すること。 第47条の5に次の1号を加える。 (7) 警視庁暴力団対策情報室 (以下「暴力団対策情報 室」という。) に関すること。 第50条第2項第1号中「試験場」を「警視庁運転免許試 験場 (以下「試験場」という。)」に改める。 第51条第1項中「警視庁運転免許試験場 (以下「試験 場」という。)」を「試験場」に改める。 第52条第1項中「警視庁交通機動隊 (以下「交通機動 隊」という。)」を「交通機動隊」に改める。 第53条第1項中「警視庁高速道路交通警察隊 (以下「高 速道路交通警察隊」という。)」を「高速道路交通警察</p>	<p>隊」に改める。 第54条第1項中「警視庁機動隊 (以下「機動隊」とい う。)」を「機動隊」に改める。 第55条第1項中「警視庁自動車警ら隊 (以下「自動車警 ら隊」という。)」を「自動車警ら隊」に改める。 第55条の2第1項中「警視庁鉄道警察隊 (以下「鉄道警 察隊」という。)」を「鉄道警察隊」に改める。 第55条の3第1項中「警視庁航空隊 (以下「航空隊」と いう。)」を「航空隊」に改める。 第55条の5第1項中「警視庁公安機動捜査隊 (以下「公 安機動捜査隊」という。)」を「公安機動捜査隊」に改め る。 第57条第1項中「警視庁機動捜査隊 (以下「機動捜査 隊」という。)」を「機動捜査隊」に改める。 第57条の2第1項中「警視庁生活安全特別捜査隊 (以下 「生活安全特別捜査隊」という。)」を「生活安全特別捜 査隊」に改め、同条第2項第2号中「迷惑防止条例」を 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関 する条例 (昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止 条例」という。)」に改める。 第57条の4第1項中「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊 (以下「組織犯罪対策特別捜査隊」という。)」を「組織 犯罪対策特別捜査隊」に改める。 第57条の5の見出し中「東京都公安委員会室」を「公安 委員会室」に改め、同条第1項中「東京都公安委員会室 (以下「公安委員会室」という。)」を「公安委員会室」 に改める。 第57条の6の見出し中「警視総監秘書室」を「総監秘書</p>
<p>(15) 警視庁生活安全カメラセンター (以下「生活安全カ メラセンター」という。) に関すること。 (16) 警視庁生活安全相談センター (以下「生活安全相談 センター」という。) に関すること。 (17) 警視庁ストーカー対策室 (以下「ストーカー対策 室」という。) に関すること。 (18) 部内他課の分掌に属しないこと。</p>	<p>(7) 警視庁暴力団対策情報室 (以下「暴力団対策情報 室」という。) に関すること。 第50条第2項第1号中「試験場」を「警視庁運転免許試 験場 (以下「試験場」という。)」に改める。 第51条第1項中「警視庁運転免許試験場 (以下「試験 場」という。)」を「試験場」に改める。 第52条第1項中「警視庁交通機動隊 (以下「交通機動 隊」という。)」を「交通機動隊」に改める。 第53条第1項中「警視庁高速道路交通警察隊 (以下「高 速道路交通警察隊」という。)」を「高速道路交通警察</p>	<p>隊」に改める。 第54条第1項中「警視庁機動隊 (以下「機動隊」とい う。)」を「機動隊」に改める。 第55条第1項中「警視庁自動車警ら隊 (以下「自動車警 ら隊」という。)」を「自動車警ら隊」に改める。 第55条の2第1項中「警視庁鉄道警察隊 (以下「鉄道警 察隊」という。)」を「鉄道警察隊」に改める。 第55条の3第1項中「警視庁航空隊 (以下「航空隊」と いう。)」を「航空隊」に改める。 第55条の5第1項中「警視庁公安機動捜査隊 (以下「公 安機動捜査隊」という。)」を「公安機動捜査隊」に改め る。 第57条第1項中「警視庁機動捜査隊 (以下「機動捜査 隊」という。)」を「機動捜査隊」に改める。 第57条の2第1項中「警視庁生活安全特別捜査隊 (以下 「生活安全特別捜査隊」という。)」を「生活安全特別捜 査隊」に改め、同条第2項第2号中「迷惑防止条例」を 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関 する条例 (昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止 条例」という。)」に改める。 第57条の4第1項中「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊 (以下「組織犯罪対策特別捜査隊」という。)」を「組織 犯罪対策特別捜査隊」に改める。 第57条の5の見出し中「東京都公安委員会室」を「公安 委員会室」に改め、同条第1項中「東京都公安委員会室 (以下「公安委員会室」という。)」を「公安委員会室」 に改める。 第57条の6の見出し中「警視総監秘書室」を「総監秘書</p>
<p>第43条第20号及び第21号を削る。 第43条の2に次の1号を加える。 (4) 警視庁金融犯罪対策室 (以下「金融犯罪対策室」と いう。) に関すること。 第45条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を</p>	<p>速道路交通警察隊」という。)」を「高速道路交通警察</p>	<p>隊」に改める。 第54条第1項中「警視庁機動隊 (以下「機動隊」とい う。)」を「機動隊」に改める。 第55条第1項中「警視庁自動車警ら隊 (以下「自動車警 ら隊」という。)」を「自動車警ら隊」に改める。 第55条の2第1項中「警視庁鉄道警察隊 (以下「鉄道警 察隊」という。)」を「鉄道警察隊」に改める。 第55条の3第1項中「警視庁航空隊 (以下「航空隊」と いう。)」を「航空隊」に改める。 第55条の5第1項中「警視庁公安機動捜査隊 (以下「公 安機動捜査隊」という。)」を「公安機動捜査隊」に改め る。 第57条第1項中「警視庁機動捜査隊 (以下「機動捜査 隊」という。)」を「機動捜査隊」に改める。 第57条の2第1項中「警視庁生活安全特別捜査隊 (以下 「生活安全特別捜査隊」という。)」を「生活安全特別捜 査隊」に改め、同条第2項第2号中「迷惑防止条例」を 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関 する条例 (昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止 条例」という。)」に改める。 第57条の4第1項中「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊 (以下「組織犯罪対策特別捜査隊」という。)」を「組織 犯罪対策特別捜査隊」に改める。 第57条の5の見出し中「東京都公安委員会室」を「公安 委員会室」に改め、同条第1項中「東京都公安委員会室 (以下「公安委員会室」という。)」を「公安委員会室」 に改める。 第57条の6の見出し中「警視総監秘書室」を「総監秘書</p>

<p>室」に改め、同条第1項中「警視庁総監監視室(以下「総監視書室」という。)」を「総監視書室」に改める。</p> <p>第58条第1項中「警視庁犯罪被害者支援室(以下「犯罪被害者支援室」という。)」を「犯罪被害者支援室」に改める。</p> <p>第58条の2第1項中「警視庁庁舎管理室(以下「庁舎管理室」という。)」を「庁舎管理室」に改める。</p> <p>第58条の3第1項中「警視庁情報公開センター(以下「情報公開センター」という。)」を「情報公開センター」に改める。</p> <p>第58条の4第1項中「警視庁インターネット基盤管理センター(以下「インターネット基盤管理センター」という。)」を「インターネット基盤管理センター」に改める。</p> <p>第58条の5第1項中「警視庁広報センター(以下「広報センター」という。)」を「広報センター」に改める。</p> <p>第58条の6第1項中「警視庁音楽隊(以下「音楽隊」という。)」を「音楽隊」に改める。</p> <p>第59条第1項中「警視庁会計監査室(以下「会計監査室」という。)」を「会計監査室」に改める。</p> <p>第59条の2第1項中「警視庁遺失物センター(以下「遺失物センター」という。)」を「遺失物センター」に改める。</p> <p>第59条の2の2第1項中「警視庁検収センター(以下「検収センター」という。)」を「検収センター」に改める。</p> <p>第59条の3第1項中「警視庁装備開発運用センター(以下「装備開発運用センター」という。)」を「装備開発運用センター」に改める。</p>	<p>第59条の4第1項中「警視庁通信管理運用センター(以下「通信管理運用センター」という。)」を「通信管理運用センター」に改める。</p> <p>第59条の5第1項中「警視庁制度企画室(以下「制度企画室」という。)」を「制度企画室」に改める。</p> <p>第59条の6第1項中「警視庁採用センター(以下「採用センター」という。)」を「採用センター」に改める。</p> <p>第60条第1項中「警視庁職員相談支援センター(以下「職員相談支援センター」という。)」を「職員相談支援センター」に改める。</p> <p>第61条第1項中「警視庁柔道指導室(以下「柔道指導室」という。)」を「柔道指導室」に改める。</p> <p>第61条の2第1項中「警視庁剣道指導室(以下「剣道指導室」という。)」を「剣道指導室」に改める。</p> <p>第61条の3第1項中「警視庁逮捕術指導室(以下「逮捕術指導室」という。)」を「逮捕術指導室」に改める。</p> <p>第61条の4第1項中「警視庁けん銃指導室(以下「けん銃指導室」という。)」を「けん銃指導室」に改める。</p> <p>第61条の5第1項中「警視庁通訳センター(以下「通訳センター」という。)」を「通訳センター」に改める。</p> <p>第62条第1項中「警視庁交通反則通告所(以下「交通反則通告所」という。)」を「交通反則通告所」に改める。</p> <p>第62条の2第1項中「警視庁暴走族対策室(以下「暴走族対策室」という。)」を「暴走族対策室」に改める。</p> <p>第62条の3第1項中「警視庁白バイ訓練所(以下「白バイ訓練所」という。)」を「白バイ訓練所」に改める。</p> <p>第62条の4第1項中「警視庁都市交通管理室(以下「都市交通管理室」という。)」を「都市交通管理室」に改め、</p>	<p>同条第2項を次のように改める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 都市交通管理室の分掌事務は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市交通対策に係る構想、実施状況の管理等に関すること。 (2) 先行交通対策に関すること。 <p>第63条第1項中「警視庁交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)」を「交通管制センター」に改める。</p> <p>第63条の2第1項中「警視庁放置駐車対策センター(以下「放置駐車対策センター」という。)」を「放置駐車対策センター」に改める。</p> <p>第63条の3第1項中「警視庁危機管理室(以下「危機管理室」という。)」を「危機管理室」に改める。</p> <p>第64条第1項中「警視庁特殊部隊(以下「特殊部隊」という。)」を「特殊部隊」に改める。</p> <p>第64条の2第1項中「警視庁東京国際空港テロ対処部隊(以下「東京国際空港テロ対処部隊」という。)」を「東京国際空港テロ対処部隊」に改める。</p> <p>第64条の3第1項中「警視庁特殊救助隊(以下「特殊救助隊」という。)」を「特殊救助隊」に改める。</p> <p>第64条の4第1項中「警視庁総理大臣官邸警備隊(以下「総理大臣官邸警備隊」という。)」を「総理大臣官邸警備隊」に改める。</p> <p>第64条の5第1項中「警視庁遊撃特別警ら隊(以下「遊撃特別警ら隊」という。)」を「遊撃特別警ら隊」に改める。</p> <p>第64条の6第1項中「警視庁職務質問指導室(以下「職務質問指導室」という。)」を「職務質問指導室」に改め</p>
--	--	--

る。

第64条の7第1項中「警視庁特命捜査対策室(以下「特命捜査対策室」という。)」を「特命捜査対策室」に改める。

第65条第1項中「警視庁聴訴室(以下「聴訴室」という。)」を「聴訴室」に改める。

第65条の2第1項中「警視庁生活安全カメラセンター(以下「生活安全カメラセンター」という。)」を「生活安全カメラセンター」に改める。

第66条第1項中「警視庁生活安全相談センター(以下「生活安全相談センター」という。)」を「生活安全相談センター」に改める。

第66条の2第1項中「警視庁ストーカー対策室(以下「ストーカー対策室」という。)」を「ストーカー対策室」に改め、同条第2項第1号中「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の次に「(平成12年法律第81号)」を加え、同項第2号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の次に「(平成13年法律第31号)」を加え、同項第3号中「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の次に「(平成26年法律第126号)」を加える。

第67条第1項中「警視庁金融犯罪対策室(以下「金融犯罪対策室」という。)」を「金融犯罪対策室」に改める。

第68条第1項中「警視庁少年センター(以下「少年センター」という。)」を「少年センター」に改める。

第68条の2第1項中「警視庁ネットワーク捜査指導室(以下「ネットワーク捜査指導室」という。)」を「ネットワーク捜査指導室」に改める。

第69条の3第1項中「警視庁暴力団対策情報室(以下「暴力団対策情報室」という。)」を「暴力団対策情報室」に改め、第2章第3節中同条を第69条の4とする。

第69条の2第1項中「警視庁不正滞在対策室(以下「不正滞在对策室」という。)」を「不正滞在对策室」に改め、同条を第69条の3とする。

第69条第1項中「警視庁フナー・ローンダリング対策室(以下「フナー・ローンダリング対策室」という。)」を「フナー・ローンダリング対策室」に改め、同条第2項第1号中「犯罪収益移転防止法」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」に改め、同項第2号中「麻薬特例法」を「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)」に改め、同条を第69条の2とし、第68条の2の次に次の1条を加える。

- (組織犯罪対策情報分析室)
- 第69条 組織犯罪対策部組織犯罪対策総務課に組織犯罪対策情報分析室を附置する。
- 2 組織犯罪対策情報分析室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組織犯罪対策に係る情報の集約及び分析並びに犯罪の取締りに関すること。
 - (2) 犯罪組織等の実態解明及び捜査に関すること。
 - (3) 組織犯罪対策に係る情報収集の指導及び教養に関すること。
 - 3 組織犯罪対策情報分析室に係る置く。
- 第72条第9項中「ネットワーク捜査指導室」の次に「

組織犯罪対策情報分析室」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成三十一年三月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市野上町三丁目五番六及び同番二十五から同番三十三まで 練馬区石神井町二丁目二二番五の二部、同番五地先、同番六、八十八番七、同番八の一部、九十三番二及び同番十

代表取締役 堀口 忠美
練馬区石神井町二丁目二二番五の二部、同番五地先、同番六、八十八番七、同番八の一部、九十三番二及び同番十 代表取締役 堀口 忠美

東京部 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 本号 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

